

第二十六回国会 建設委員会 議録 第十七号

昭和三十二年四月十一日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事 内海 安吉君

理事 濱戸山 三男君

理事 田榮之助君

逢澤 寛君

大高 康君

徳安 實藏君

中村 寛太君

小川 豊明君

山下 榮二君

建設大臣 建設省

出席政府委員 建設省

出席國務大臣 建設省

本日の会議に付した案件

一號)

高速自動車国道法案(内閣提出第八

道路整備特別措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八〇号)

建築基準法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一二二号)(予)

日本道路公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一二六号)

駐車場法案(内閣提出第一四二号)

新潟県分水町及び北海道、木古内町

の火災による被害状況聴取

○薩摩委員長 これより会議を開きます。

高速自動車国道法案、道路整備特別

措置法の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。両案に

対する質疑は前会においてすでに終了

いたしております。

これより両案を一括して討論に付し

ます。討論の通告がござりますから、

これを許します。瀬戸山三

男君。

○瀬戸山委員 ただいま議題になつて

おります二法案につきまして、自由民

主党を代表して賛成の意見を表明いた

します。

この高速自動車国道法案は、さきに

成立いたしました国土開発総合自動車

道建設法に伴つて提案されておるもの

であります。日本は道路網と申しま

すが、輸送道路の整備のために提案さ

れた、日本の道路政策の上においてま

さに画期的な法案であります。そういう

意味におきまして、非常に道路政策

のおくれておるわが国においては、お

くれておるという印象がありますけれ

ども、非常に適切な措置である

という意味で全面的に賛成をいたすわ

けであります。ただこの際私は政府に

希望を申し上げておきますが、こうい

う大計画をするための法律が成立いた

しました後においては、その計画、整

備については強力に推進してもらうこと

あります。それで、一日も早くかよう

う道路整備が完了するということは、申

し上げるまでもなく、日本の経済、産

業、文化に非常に大きな好影響を及ぼ

すことになりますから、できるだけす

みやかにさような計画を立て、そうし

てこれを強力に実施することに努力を

お願いいたしたい。と同時に、当委員

会におきましてもいろいろ御意見、御

議論があつたのでありますが、かよう

う大計画を遂行する場合において、往

往にして、国家の大きな目的であるか

ら個人の権利をある程度侵害する、とい

うと語弊がありますが、犠牲にしてもや

むを得ないという思想が現われがちで

あります。私はこういう大事業、大計

画を国家、国民のために遂行する場合

においては、国民党が喜んでこういう大

計画の遂行に協力し得る態勢を整えて

やるべきものである。いいかえます

と、先般いろいろ委員諸公から御意

見がありましたように、土地の買収あ

るいは補償等においては、率先して国

家がその関係者をいたわるというよう

な気持で十分なる措置をとり、そうし

てそういう関係者も喜んでかよな大

国目的に協力ができるような方策を

とられることを特に希望をいたしてお

ります。

道路整備特別法の一部を改正する法

律案は、この高速自動車国道法案の成

立に伴いまして、その実施に当つて

は、現在あります日本道路公団にそ

の建設、管理をさせる方が適切である現

在においては、これも適宜な措置と思

いますので、両法案とも賛成をいたす

わけであります。

○薩摩委員長 中島巖君。

○中島(巖)委員 私は日本社会党を代

表して、ただいま議題となつている高

速自動車国道法案並びに道路整備特

別法の一部を改正する法律案に対し

て、賛成の討論をなすものであります。

現在わが国の道路に関する法律とし

て、建設省の所管する道路を規制する

道路法、並びに運輸省の所管する自

動車道を規制する道路運送法の二法律が

あります。しかるに近時、陸上輸送は

自動車輸送の占める分野が飛躍的に上

昇し、今後の道路行政は、自動車輸送

を重点に、中心に行わなければならな

い段階となつたのであります。加うる

に、以上の情勢下において、国会にお

いては構想渾沌なる衆議院四百三十名

提案による、日本百年の大計画としての

総貢自動車道建設法が先月二十九日に

成立をしたのであります。かような情

勢下において、政府はただいま議題と

なっておる高速自動車国道法案並びに

道路運送法の法規制を受けるものであ

方公共団体が路上駐車場を設置し

ようとする場合には、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

3 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廢止するものとする。

この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

（路上駐車場の駐車料金及び割増金）

第六条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合

二 深夜その他の自動車交通の少い時間であつて政令で定める時間において駐車する場合

三 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれたり、その免かれた額のかか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収するこ

とができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

（駐車料金等の使途）

第七条 道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。

（路上駐車場の表示）

第八条 道路管理者は、路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののはか、道路管理者である地方公共団体は、建設省令で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

（政令への委任）

第九条 この章に定めるものは、か、路上駐車場の設置その他路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

（第四章 路外駐車場）

（駐車場整備地区内の路外駐車場の整備）

第十一条 建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるた

めに必要な路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）

第十二条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他

の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならぬ。

（設置の届出）

第十三条 都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者

（以下「駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他の必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第十四条 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）

第十五条 駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒み、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、運輸省令、つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一條の

一 路外駐車場の名称
（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

2 駐車場管理者の氏名及び住所に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（三 路外駐車場の供用時間に関する事項）

四 駐車料金に関する事項
五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、運輸省令・建設省令で定める事項

七 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

八 駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第十四条 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

（駐車場管理者の責務）

第十五条 駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒み、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、運輸省令、つて路外駐車場に関する業務を運

規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に關し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを證明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

（道路の地下等の占用）

第十七条 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三條又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

（立入検査等）

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは

業務に關し検査をさせることができ

る職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなけれ

の利用者から駐車料金を徴収することができる」といたしました。

第三に、路外駐車場の整備について所要の規定を設けたことあります。建設大臣は、駐車場整備地区内の路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定し、地方公共団体はこれに従つて路外駐車場の整備に努めなければならぬことといたしました。

また一定規模以上の路外駐車場の構造及び設備は、政令で定める基準によらなければならぬものとし、路外駐車場に駐車する自動車の安全をはかることといたしました。

次に、一定規模以上の有料の路外駐車場を設置する者は、都道府県知事にその設置及び管理に関する事項について届出を行うものとし、その駐車場を一般公共の用に供するように管理するとともに、寄託された自動車の保管に関する賠償責任を加重して、利用者の利益の保護をはかるようないたしました。

なお都道府県知事は、路外駐車場の施設の維持、保全または業務の運営が本法の規定に違反していると認めるときは、その施設または業務の改善命令を発する等の監督のための措置を定め、あわせて利用上危険な施設について供用停止を命ずることができるなどといたしました。

第四に、大規模の建築物における駐車施設の位置に定めたことであります。地方公共団体は、駐車場整備地区及びその周辺において一定規模以上の大建築物が建築されるに際して、その建築物に駐車のための施設の付置を義務づける条例を制定することができるようにいたしました。

○ 薩摩委員長　本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○ 薩摩委員長　次に建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますからこれをお許しいたします。三銅義三君。

○ 三銅委員　ただいま議題になりますと、建築基準法の一部を改正する法律案につきまして若干の質問をいたしたいと思います。本改正案によりますと、今まで道路内にまたは道路に突き出して建築することは原則として禁止されましても、公用歩廊及び新たに政令で定める建築物で安全上、防火上もしくておった建築物、それが若干緩和されまして、公用歩廊及び新たに政令で定める建築物の便利を妨げ、その他の周囲の環境を害するおそれがないと認められたものについては、特定行政があらかじめ建築審査会の同意を得て許可した場合に限ってこの規定から除外していくこと、こういうことが第一点であると思うのであります。たゞ一とえば道路の上空を使用する場合、この取扱いに關するところのために施行令の一部改正をいたしましたが、たゞ要だと思ひますが、これにつきましてどのようにお考えになつておるか、まことに尋ねたいと思ひます。

○ 鬼丸政府委員　今回提案されました建築基準法第四十四条の第一項ただし書きの規定の改正をいたしましたが、従来は、四十四条の除外規定をいたしましては、特に公益上必要なものというふうに原則としてお尋ねいたいと思ひます。

ても限たれております。今回はさらにこれを緩和することいたしまして、これは建築上必要なものだけでなく、公益性がある程度あれば、それに準じて認め政令で定めることにいたしておりますので、ただいま政令の案として考えておりますことは、大体通路の上空に設ける通路というふうなものを考えておりますが、単に通路というふうな規定の仕方だけでは、やはり公益性の点で疑義を生ずる場合が予想されますので、通路をさらに限定いたしたいと考えております。そこで政令におきましては、通路なら何でもよろしいといふわけではなくませんで、通路を大体三つのグループに限定いたしました。すなわち学校、病院その他それらに類する建築物に設ける通路で、学校の生徒とか病院の患者等の危険防止のために必要なもの、これが一つでござります。第二は、多数人の通行に供するものまたはたくさんの中の物品の輸送に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの、これが第二でございます。第三といたしましては、建築物に設ける避難通路として必要なもの。以上のように、通路と申しましても、公益性を担当持つておるものというふうに限定して考えたいと思っております。

○三飼委員 そこで具体的な問題で尋ねしたいと思うのであります、過日非公式でわれわれは渋谷駅前の、名前は跨道橋という表現であります、ここ実際の状況を見てましたのであります。これは渋谷駅の庁舎から駅前の広場を越えまして東急文化会館の背面の方へ連なるものであります、ああいいたものが今度は合法的で、何ら法的に差しさわりなくどんどん作つていいことができる、このように解釈してよろしくうございますか。

○鬼丸政府委員 お話を例として東急の文化会館と東急の駅との間の通路が出来ましたが、あの場合は建築基準法上、公共用歩廊に類するものといたしまして、かつ公益上必要なものとして適法に処理されております。お話しのように、ああいう種類のものが今回の改正法案によって今後どの程度認められるかといふ点でござりますが、これは具体的なその場所の条件によるので、簡単に申し上げかねるのでございますが、と申しますのは、先ほど申し上げました通路に該当いたしましても、実際の許可に当たりましては、許可方針に基いて厳重な審査をいたす予定でございます。ことに道路管理者、それら関係者の意見が一致した場合にのみ許可いたしたいというふうに根本的に考えておりますから、個人の、たとえばそういう店あるいは会館等が設ける通路につきましては、ちょっと一歩がいに許可になるかどうか、ここでは申し上げかねます。

○三飼委員 今度の問題は今の御説明

○鬼丸政府委員 先ほど御指摘の、東急文化会館と東急の渋谷駅亭舎をつなぐ通路は建築物でありまして、基準法上適法に確認されておりまするのでも、私どもといいたしましては、あれはあれで差しつかえない、法律上は差しつかえない、かのように考えております。

○三鍋委員 そこでお尋ねしたいのですがあります。が、ただいまお話しになります中で、建築物に設ける避難通路として必要なものだ、こういったことをお話しになつたのであります。が、私あそこへ行つてみまして、率直に申し上げて、實際非常にりっぱな、また大衆に利便を与えるいいものができた、こいう感じを持って私見たのであります。が、やはり一つ疑問に思う点は、あの幅員が一定しておらないのですね。ある個所へいって狭くなつております。ああいうことが、私今あなたのわつしやる避難通路として必要なものの条件に当てはまらないのではないかと思うのです。と申し上げるのは、入口から入つてずっと広く通行できるでしょう。そこに何か事故が起つた場合に――相当の人が通るといっておられるのですが、あれが急に狭まっておきます。あれはどうして同じ幅員でずっと突き抜けることができなかつたのでしょうか。ああいうことが許されると、いうことは、私はやはりちょっと行き過ぎではなかつたかと思うのですが、

作つたら、通行する道路は道路といったまゝして、あの上に五階でも六階でも建築を許可する、というよりも、建てることができるかどうかということです。私あればだけの空間を利用したのだから、もう一ぺんあの上に建築をして、やはり十分空間を利用するということが、実際問題としては非常に効果的でないかと思うのですが、これに対する御所見はどうですか。

○鬼丸政府委員 今回の四十四条ただし書きの規定の拡張といたしまして、先ほど申し上げましたように通路、しかもも限定された通路を考えておりまして、そのほかに店舗、事務所等の建築物を道路の上に認めるということは今回は考えておりません。と申しますのは、これは道路法上の根本的な問題もございまので、道路法上、占用の対象物件といたしまして、現在法律に通路というものがございます。今回の建築基準法の改正で通路を認めまするより二つの法律がかぶつてくるわけでございますから、店舗等を認めるというになりますと、道路法上根本的に考え直さなければならぬという点がございますし、また今度の段階では、都市計画上の観点、すなわち安全上、防火上あるいは衛生上、建築物の利便の問題、あるいは都市の環境といふようないいろいろな点からいたしまして、通路に限定して、しかも公益性のあるものにしほつしていくことが妥当である、それが道路法上の占用の規定とも法律上ちょうどマッチしますから適当である、かように考えた次第で

○三鋼委員 道路法上制約を受けるから、道路以外のそういう店舗とか事務所だとか、そういうものは建てさせないという御趣旨でありますけれども、私それはおかしいと思うのです。もし必要があれば、道路法を改正してでも、とにかく東京都内におきましては土地というものは非常に高価になつて、その利用度というものは制約されているのですから、どんどん空間に伸びていく建前にならなければならぬ、そういう点から、僕はあれだけのものを作つたら、もう少し基礎をしっかりさせて、あそこに何階でも建てて、店舗でも事務所でも作った方が、僕はやはり経済効果からいっても非常にいいのではないかと思うのですが、今後はそういう問題は起きてこないでしようか。

○三鍋委員 この道路を利用する立場から考えますと、先ほどの議論を繰り返すことになるのであります。やはり道路がずっと見通せることが大きな条件の一つだと思うのです。そういう意味から申しましても、先ほどの出っぱっているあの問題は、やはり私は重視していますから、これは一つ十分今後の対策、それから現在のものに対する処置を何とか考えてもらわなければならぬ、このように思います。

○二階堂委員 ちょっと関連して、御意見だけをきこうは承つておきたいと思います。今具体的に三鍋委員の方からいろいろ質問があつたのでござりますが、将来はああいう建築物については慎重に考えていただきたいと、こういうような鬼丸さんの御意見なんですが、現実にああいう建築物ができるおそれなんです。そうして東京都が合法的といつて許可しておる。そういうふうな場合、例えばある人が東京都に申請した場合、今回提案になつております法律が通過いたしましても、現実にああいうものができてしまつておれば、それを許可しないということは私は不可能であろうと考えるのであります。そういうふうな場合をわれわれは考えることができると思うのですが、一方では合法的にやつたとおっしゃるし、また今回の法律をお出しになっている点からいいますと、将来どうも問題になるような点もあるかと思うから慎重に考えていいきたいというような御意見なんですね。そういう問題になつてあるのを許可願いが実際出た場合、これはやはり許可しないというわけには参らぬと思つてます。そうしますと、今回提

案されておりますこの一部改正の法律が通りましても、そういう改正は、結論からいへど、私は不必要だと思う。なくともいいのじゃないかと思うのです。私はここに問題があると想います。あの建築物そのものは、私行つて見まして、非常にいいと考へたのです。が、どうもしかし先に作つてしまつて、あとからそれを合法化しようとしてもらおうというようなごまかしとかいうと、特定の業者の利益のために、あいつものを作つてしまつて、そうして合法化してもらおうというようなごまかし的な考え方があるのじゃないか。私はそういうことは法の精神からいへつて問題だと思う。今後あなたとしては、あいつ同じようなケースが出た場合、一体そういうものはいかぬから作つてはならぬというようなことは言われないと想うのですが、そういうようなことが起つた場合には、どういうふうに善処されるつもりですか。

可に引っかける。他のケースとは少し違うのじゃないかと考えております。ただ今回の改正におきましては、公用歩廊そのものを許可に引っかけまして、将来は公用歩廊に類するものも当然許可の対象になるというふうなことは、今回の改正に盛られておりますけれども、現行規定では公用歩廊に類する、公益上必要な通路として確認されておるということでございます。

○二階堂委員 その点は、私はきょうはあまり議論はいたしませんが、合法的に許可されておると言われますが、この建築基準法の四十四条に照してみました場合に、あの歩廊は公共上必要な建物だ、こういうふうにお考えになりますか。

○鬼丸政府委員 現行法の規定の運用上はあの施設は公用歩廊、それらに類する公益上必要な建築物で、通行上支障のないもの、これに該当するものと考えております。従いまして、これはいわゆる確認行為をすれば足りるということになるわけでござります。

○二階堂委員 これはいろいろ法律を合法的に考へれば、そういう解釈も私はできると思います。しかし実際は、あの歩廊は東横デパートと文化会館をつなぐ目的のために、私は作られたものじゃなかろうかと思つております。ただそれを合法化するために六メートル道路、この道路も実際は道路ではなくして、幅は六メーターアーあるようあります。曲り曲った道なんです。しかもその道路に出るところは、先ほど三鶴委員が言われたように急に狭くなってきておる。建物が突き出でてきております。しかも文化会館の入口は非常口と称して小さな窓が一つあります。

す。将来今審議しておりますこの法律が通過した暁には、おそらくああした小さな入口では私はだめだと思っておられますので、将来大きな入口を作るんじゃなかろうか、これは見え透いております。なよまた地下鉄の高架と言いますか、橋がありますが、あの橋よりもよほど高さが低い。なぜ低く作つたかというと、東横デパートの二階と文化会館の二階とをつなぐために作った歩廊だ、こういうふうに考えるのです。これは明らかに自分の商売のために自分たちの利益のために設けた歩廊だ、こう言えども、そうでないということは、私は言えないと存じます。これはまさか橋がありましたが、あの橋より歩廊だ、こう言えども、そうでないといふことは、私は言えないと存じます。これはまさに法律上異議がないということです。東京都は許可したのではなくうかと思つておりますが、どう見たって、これは自分の商売のために作ったものである。それをやかましく言わると困るから、合法化しようとすることで、一方は六メーターチューブを通っております。しかも六メーターチューブに行く人は何十分の一なんですか。東横デパートと文化会館に行く人は相当たくさんあります。ところが六メーターチューブ道路にお願いして、そうして許可してもらったのだからいいじゃないか。現に文化会館の山本という専務は、私に対してそうであります。いろんなことをお尋ねいたところが、いや私どもは合法的に許可してもらつております。もし異議がありましたら、あれは公共用の歩廊でありますから、國の方で勝手に作つて下さい。こういうことを私は言われた。まさしくそういうような気

持で東京都に出願をして、こういうものができてい
くということになりますと、現在われ
われが審議しようとしておる一部改正
法律の精神に私は沿わないような気持
がいたすのであります。そこに私は問
題があると思います。これは明らかに
自分の商売のために作った道である、
私はこういうふうに考えるわけであ
ります。この点はおそらく鬼丸さんもそ
ういうふうな建物じやなからうかと内
心は考えておられるんじゃないかと私
は思います。そういうことを東京都が大
勝手にやつたら、しかもあとからあ
たの方にこういうものができてしまつ
て問題になつて、われわれがいろんな
意見を言うと、苦しまきれいに合法的に
許可しておるのだ、こういう御答弁を
せざるを得なくなると思ふんです。そ
ういうことが今後行われるというと、
監督者の立場におられる建設省のあ
なた方としても、非常にお困りになると
思ふんですね。そういうことを厳重に今
後監督をされ、また慎重に善処してもら
りたい。この許可が出たとき、許可
をされる前に東京都が建設省の方に相
談をさるべきかどうかわからません
が、こういうものを作るがどうだろう
かというとの意見を東京都が聞いたた
ことがあるかどうか。その点はどうな
んですか。

い。一方の方では公共用の歩廊であります、こういうよう言つてゐるが、あの東横デパートの入口のところには、堂々と「東横文化ホール入口」と掲示されている。これは小さいことです、が、自分のために作った歩廊でありますといふことが書いてある。そういうことから考えてみましても、これは合法的だとおっしゃるけれども、これがごまかします。法の精神をごまかしてああいうものを作ったんだ、こういうふうに断じても私は間違いでないと思う。これはどういうふうにお考えですか。率直にきょうはあなたの意見を開くだけですから。

○鬼丸政府委員 それは合法性の問題で、それから法の精神に照らしての運用の実際問題と分けて考えにゃいかぬと思いますが、法律論といたしましては、先ほども申し上げておりますように合法的であると考えます。しかしその実際の建築主のねらいなりあるいは確認されて建築された後における運用の点になりますと、適切を欠くものがあるんじやないか。私もつぶさにありますことを観察いたしました、そういう感じはいたしております。ただそれは実際問題でござります。法律論をいたしましては、どうも確認行為というの、技術的な基準に適応しておれば認めなはずと、どうも確認行為というのに対する本質的な考え方になつておりまして、昔の市街地建築物法時代は、認可ということ行政庁の裁量するような意味におけるの確認行為といふのが、今の建築法上ではならぬというのが、今の建築法上の確認行為といふのに対する本質的な考え方になつております。行政庁の裁量するよ

おける条件をつけて、やかましく言う
という点が実際はできないような状況
になつております。今回はあるいは事
例にもかんがみまして、許可といふこと
とで一つ新たにやかましく取り扱つて
いこう、こういうふうに考えており
ます。

○二階堂委員 もう一点伺いますが、
それは法律上は合法的であつてもどま
かせばどうでもできる、こういうよ
うことになると、われわれが幾ら法律
を一生懸命に審議しても、實際はごま
かされて適当にやれるのだということ
になる。東京都あたりはいろいろ知
恵者も多いことですし、どんなことを
やるかわからぬ、そういうようなこと
を私は心配するわけです。

なおこれはあなたの方で答弁いた
だけるかどうかわかりませんが、あの
ちょうど中央に道に出る階段がありま
す。あそこは駅前広場となつておりま
すが、あれは道路局の方に聞いたところ
が、道路法上の道路だということにな
つておる、そういうように解釈して
いいですか。

○鬼丸政府委員 説明の通りあれは道
路法上は道路として占用許可の対象に
なつております。

○二階堂委員 道路法の占用許可の基
準には「道路管理者は、道路の占用が
前条第一項各号の一に該当するもので
あって道路の敷地外に余地がないため
にやむを得ない」ときに、この道路の占
用というものが許される、こういうふ
うになつておる。これは道路の敷地外
に余地がないということにも若干私は
あの階段は疑義があると思うのです
が、なほまた道路法上の道路であれ
ば、その道路にあいの階段を勝手に

作ることはできることになるわけなんですね。たとえばこれは問題が違うと思いませんが、丸ビルから東京駅にあした歩廊を作り、そうして丸ビルの横丁に通ずる階段を作る、これも合法的になる。しかもその道路法上の道路のまん中のところに人が通る階段を作ってしまう、これもできるわけなんですね。そういうことも事実であります。だから、これから作らうと思えばできるわけなのです。そこに私はいろいろ問題があると思うのです。そういうことも将来考えられるわけなのです。こういふ点に対し鬼丸さんはどういふにお考えになりますか。

○鬼丸政府委員 道路法上の占用の許可方針につきまして、私はここで責任あるお答えを申し上げかねる点もござりますが、私の承知いたしておるところでは、この三十三条の許可基準に照らしまして、道路法三十二条の「鉄道軌道その他これらに類する施設」に該当するものとして占用を許可できる

うようなことも将来考えられるわけなのです。こういふ点に対し鬼丸さんはどういふにお考えになりますか。

○鬼丸政府委員 道路法上の占用の許可方針につきまして、私はここで責任あるお答えを申し上げかねる点もござりますが、私の承知いたしておるところでは、この三十三条の許可基準に照らしまして、道路法三十二条の「鉄道軌道その他これらに類する施設」に該

当するものとして占用を許可できると

いうふう伺っております。それで今後ああい類似の通路を設けるという申請が相当あると思いますが、その場合

には道路交通上支障ないようにするために、道路局におきまして、この許可基準だけでは足りない点がございま

すので、道路法の施行令の一部改正を考えておるようございます。その改

正におきまして、通路の構造、幅員あるいはその最低の高さ等を施行令において規定して、許可の適用に誤まりな

いを期したい。これは道路局の方の意向をお伝えするわけありますが、か

くよう考えております。

○三鶴委員 ただいまの鬼丸さんの御答弁で、道路法の施行令の一部改正を

しなければならぬといったような気持

をお聞きしたのですが、今どなたも道路局関係の方は見えておらないようであ

りますから、これはまた次の委員会に

御質問申し上げることとして、きょう

は道路局に対する質問は保留としてい

ただきます。

次に改正点の第二点であるところの

商業地域内で、かつ、準防火地域内にある建築物で、建築面積の敷地面積

に対するところの割合を七割をこえ

てはならないというのが従来の規定で

ます。この際政府より新潟県分水町及び北

海道木古内町の火災につきまして発言

を御提案申し上げたのであります。これが尋ねの防災上八割に緩和することが

適当であるかどうか、あるいはその合

理的根拠がどこにあるかという形につ

いてでございますと存じますが、実は

商業地域内で準防火地域と申しますのは、いわゆる張りボテと称します、木

造にモルタルを塗つたような建物も認

められておる地域でございます。そこ

でそういうものは、お話をのように防火

の限度を八割くらいまでにするとい

うことであります。これが大へん私

果してこれでいいのかという懸念があ

ります。と申しますのは、一

旦火災が起きますといふと、木造建築

も耐火建築も、ほとんど一様に一なめ

にやられてしまうというのが現在の実

際の姿ではないかと思うのです。そ

すれば、土地を高度に利用するとい

うふうに伺っております。それで今後あ

あい類似の通路を設けるという申請が相当あると思いますが、その場合

には道路交通上支障ないようにするた

めに、道路局におきまして、この許

可基準だけでは足りない点がございま

すので、道路法の施行令の一部改正を

考えておるようございます。その改

正におきまして、通路の構造、幅員あ

るいはその最低の高さ等を施行令にお

いて規定して、許可の適用に誤まりな

いを期したい。これは道路局の方の意

向をお伝えするわけありますが、か

くよう考えております。

○三鶴委員 ただいまの鬼丸さんの御

答弁で、道路法の施行令の一部改正を

科学的根拠というとちょっと大きさで

あります。広げることはけつこうだ

けれども、そういう災害の場合に対する考え方、私たちが納得できるように

お聞きしたのですが、今どなたも道路

局関係の方は見えておらないようであ

りますから、これはまた次の委員会に

お聞きしたのですが、今どなたも道路

局関係の方は見えておらないようであ

りますから、これはまた次の委

いと考へております。その他防火帯等の補助、あるいは都市計画——まだこれは決定いたしておりませんが、都市計画決定をやつて街路の事業等を行なかどうかという点につきましては、現在計画局におきまして研究いたしておりますが、現地調査の結果と相待ちまして今後検討いたして参りたいと考えておる次第でございます。

以上簡単でございますが、御報告を終りたいと思います。

○薩摩委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

〔参照〕

高速自動車国道法案(内閣提出)に関する報告書
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕